

三次市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎とする名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者等による平時からの取組を推進し、もって災害時における避難行動要支援者の円滑な避難を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 備北地区消防組合、広島県警察、民生委員、社会福祉法人三次市社会福祉協議会、自主防災組織、三次市消防団その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5である者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者手帳の1級又は2級を保有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者
- (4) 広島県が発行する療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手

帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者のうち、その障害の程度がA又④である者

- (5) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定める者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日（年齢）
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が規則で定める方法により、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することを拒否する旨を申し出た場合は、当該避難行動要支援者に係る名簿情報については、避難支援等関係者に対して提供することができないものとする。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得る

ことを要しない。

(個別避難計画)

第6条 市長及び避難支援等関係者は、名簿情報を活用し、避難行動要支援者個別の避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）作成の推進に努めるものとする。

2 個別避難計画の作成に関し必要な事項は、別に定める。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第7条 市長は、第5条の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下「被提供者」という。）の名簿情報に係る管理状況を確認するために必要があると認めるときは、当該被提供者に対し、当該管理状況について報告を求め、又は検査することができる。

(秘密保持義務)

第8条 被提供者若しくはその職員その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、名簿情報を自ら利用し、又は当該被提供者以外の者に提供してはならない。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置等)

第10条 被提供者は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 被提供者は、提供を受けた名簿情報について、漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月7日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。